

議案第四十二号

久原地区ほ場整備事業（土地改良綜合整備事業）計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

一	事業の名称及び工事名	ほ場整備事業（土地改良総合整備事業）
		久原地区ほ場整備工事
二	施行場所	三朝町大字久原及び助谷の地内
三	工事の概要	ほ場整備 二十二ヘクタール
四	事業費	一七一、七〇〇、〇〇〇円
五	事業の実施方法	請 負
六	工 期	昭和六十三年 度から四箇年間